

農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第14号

農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

農業近代化資金利子補給規則（昭和36年岩手県規則第58号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(利子補給の承認申請)</p> <p>第5条 融資する農業近代化資金について利子補給を受けようとする融資機関は、当該融資について、あらかじめ農業近代化資金利子補給承認申請書（様式第1号）を所管する広域振興局長（当該融資を受けようとする者が法第2条第1項第3号に規定する農業協同組合連合会又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第2号に規定する<u>農業協同組合中央会</u>、同条第3号に規定する<u>農業共済組合連合会</u>、同条第4号に規定する<u>土地改良区連合</u>、同条第5号に規定する<u>たばこ耕作組合</u>、同条第7号に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人若しくは同条第8号に規定する株式会社（別に定めるものに限る。）であるときは、知事。以下「知事等」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(利子補給の承認申請)</p> <p>第5条 融資する農業近代化資金について利子補給を受けようとする融資機関は、当該融資について、あらかじめ農業近代化資金利子補給承認申請書（様式第1号）を所管する広域振興局長（当該融資を受けようとする者が法第2条第1項第3号に規定する農業協同組合連合会又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第2号に規定する<u>農業共済組合</u>、同条第3号に規定する<u>土地改良区連合</u>、同条第4号に規定するたばこ耕作組合、同条第7号に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人若しくは同条第8号に規定する株式会社（別に定めるものに限る。）であるときは、知事。以下「知事等」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第10条に規定する存続中央会に対するこの規則による改正後の農業近代化資金利子補給規則第5条第1項の規定の適用については、同項中「農業協同組合連合会又は」とあるのは「農業協同組合連合会、」と、「限る。」とあるのは「限る。」又は農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第10条に規定する存続中央会」とする。